

加わるなど電話 会議室貸さず

訴訟巡り「人権侵害」

J A庄内みどり 県弁護士会勧告

J A庄内みどり(酒田市)の組合員らが委託したコメの販売代金の未払い分の支払いを求めた訴訟を巡り、組合員らが人権侵害を受けたとして、県弁護士会がJ A側に改善を求める勧告を出した。原告団が25日、酒田市内で記者会見を開き、明らかにした。

原告団によると、J A側は、新たに原告に加わろうとする組合員をリスト化し訴訟に参加しないよう電話で圧力をかけたり、原告団へのJ Aの会議室貸し出しを拒否したりしていた、という。

原告団は昨年12月、県弁護士会に人権救済の申し立てをしていた。県弁護士会は今年9日、J A側の行為は組合員が裁判を受ける権利を侵害しているなどとして、J A側に改善を求める

勧告・要望書を提出したという。

今回の勧告・要望書につ

いて、原告団の佐藤清团长は「公的な機関が認定してくれたので、原告団に参加を希望する組合員への安心にもなる」と話している。

訴訟は組合員4人が原告となり、2016年6月、山形地裁酒田支部に提訴。現在の原告は114人。

(鶴沼照都)